

令和 7 年 11 月 20 日

令和 7 年第 11 回守山市教育委員会定例会提出議案

令和7年11月20日

令和7年第11回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第33号	教育財産の取得の申出に係る教育長の臨時代理の承認について	3
議第34号	令和7年度守山市一般会計補正予算（第6号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について	5
議第35号	令和7年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算案（第1号）に関する意見について	7
議第36号	守山市附属機関設置条例案に関する意見について	9
議第37号	守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について	14
議第38号	使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について	19
議第39号	守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に関する意見について	35

議第 33 号

教育財産の取得を申し出ることに係る教育長の臨時代理の承認について

守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、教育財産の取得を申し出ることについて、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

## 臨代第8号

教育財産の取得を申し出ることについて、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和7年10月28日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 辻 本 長 一

### 1 申出をする財産

守山小学校敷地

### 2 土地の所在地等

所在地	地目	地籍 (m <sup>2</sup> )
守山市勝部一丁目乾堂151番3	畠	191.73
守山市勝部一丁目乾堂154番2	山林	79.33
守山市勝部一丁目西浦四155番	山林	198.34
守山市勝部一丁目西浦四156番3	宅地	350.41
守山市勝部一丁目西浦四156番4	宅地	79.33
	計	899.14

### 3 取得方法

地権者との土地売買契約による

### 4 取得価格

70,140,000円

議第 34 号

令和 7 年度守山市一般会計補正予算（第 6 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 7 年度守山市一般会計補正予算（第 6 号）のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

令和7年度守山市一般会計補正予算（第6号）《令和7年12月定例月会議提案》

1. 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		4,588,810	6,859	4,595,669
	1 教育総務費	668,692	1,438	670,130
	2 小学校費	600,022	4,796	604,818
	3 中学校費	609,620	625	610,245
歳出合計		37,509,873	532,100	38,041,973

2. 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理補修事業	3,300千円

3. 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
学校ネットワーク機器総合保守事業	令和7年度から令和9年度まで	4,500千円
小中音楽会バス借上料	令和7年度から令和8年度まで	1,000千円
森林環境学習「やまのこ」事業バス借上料	令和7年度から令和8年度まで	4,147千円
園外保育バス借上料	令和7年度から令和8年度まで	3,000千円
小学校体育祭事業バス借上料	令和7年度から令和8年度まで	858千円
学校給食賄材料費（令和8年4月分）	令和7年度から令和8年度まで	41,700千円

議第 35 号

令和 7 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 7 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

令和7年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）《令和7年12月定例月会議提案》

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		15,040	△ 1,622	13,418
	1 一般会計繰入金	7,660	1,438	9,098
	2 育英奨学生基金额繰入金	7,380	△ 3,060	4,320
歳 入 合 計		21,500	△ 1,622	19,878

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 育英事業費		21,500	△ 1,622	19,878
	1 育英事業費	21,500	△ 1,622	19,878
歳 出 合 計		21,500	△ 1,622	19,878

議第 36 号

守山市附属機関設置条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市附属機関設置条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市附属機関設置条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく本市の附属機関の設置については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののか、執行機関は、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置することができる。

3 前2項の規定により設置する附属機関のか、特定の行政課題を調査し、または審議するため、緊急または臨時の必要がある場合には、執行機関は、その規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあっては、企業管理規程。以下同じ。）で定めるところにより、臨時の附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置することができる。

(部会)

第3条 執行機関は、その規則その他の規程で定めるところにより、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する部会、分科会その他これらに類する組織（以下「部会等」という。）を当該附属機関に置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関の規則その他の規程で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に別表第1または別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1または別表第2の附属機関の委員として委嘱され、または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる委員の任期は、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

(守山市景観条例の一部改正)

3 守山市景観条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「守山市都市計画審議会条例（昭和44年条例第26号）に規定する」および「（以下「景観審議会」という。）」を削り、「景観審議会に報告しなければならない」を「守山市景観審議会に報告しなければならない」に改める。

第15条第2項、第16条第1項、第17条、第18条第1項および第19条中「景観審議会」を「守山市景観審議会」に改める。

第23条第1項中「守山市景観審議会」を「守山市景観審議会（以下「景観審議会」という。）」に改める。

(守山市水防協議会条例の一部改正)

4 守山市水防協議会条例（昭和62年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第34条」に改める。

別表第1（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	守山市民生委員推薦会	民生委員の適任者を選定し、県知事に推薦すること。	14人以内	3年
	守山市要保護児童対策協議会	要保護児童またはその疑いもしくはおそれのある児童の早期発見およびその適切な対応を図ること。	13人以内	関係機関等の職の任期
	守山市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通計画の策定および変更に関する協議ならびに交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第	30人以内	2年

	183号) の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議すること。		
守山市地域公共交通運賃協議会	地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客を確保する必要がある路線または営業区域に係る運賃および料金を協議すること。	4人以内	2年
守山市農業経営基盤強化促進地域計画検討会	農業経営基盤強化促進地域計画の策定に関して協議すること。	16人以内	1年

別表第2（第2条関係）

附属機関	所掌事務	定数	任期
守山市計画策定・推進委員会	市政各分野における計画の策定または改定についての審査または審議および計画の推進にかかる審査または審議に関する事務。	それぞれの委員会ごとに20人以内	委嘱または任命された日から計画策定日または当該計画の計画期間終了日まで
守山市事業者等選定委員会	市が発注する業務、工事等に係る請負事業者の選定および協定等の締結相手方の選定にかかる審査または審議に関する事務。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱または任命された日から受託者等が選定される日またはこれに伴う事務が終了する日まで
守山市市有財産運用者等選定委員会	市の財産等を使用させ、または譲渡する相手方の選定にかかる審査または審議に関する事務。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱または任命された日から相手方が選定される日またはこれに伴う事務が終了する日まで
守山市補助金等交付対象等選定委員会	補助金、助成金等の交付対象者等の選定にかかる審査または審議に関する事務。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱または任命された日から交付対象者等が選定され

			る日またはこれに伴う事務が終了する日まで
守山市委員・事業対象者等選定委員会	市政各分野における委員等の適任者または市が行う各種給付、支援等の対象者の選定にかかる審査または審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに20人以内	委嘱または任命された日から対象者等が選定される日またはこれに伴う事務が終了する日まで
守山市優秀作品等選考委員会	作品、実演等の選考にかかる審査または審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱または任命された日から作品等が選定される日またはこれに伴う事務が終了する日まで

議第 37 号

守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		報酬額	
教育委員会	委員	月額 42,300円	
選挙管理委員会	委員長	月額 33,600円	
	委員	月額 27,600円	
公平委員会委員		日額 6,500円	
監査委員	議會議員のうちから選任された者	月額 42,300円	
	識見を有するもののうちから選任された者	月額 84,400円	
農業委員会	会長	月額 48,400円	
	副会長	月額 41,300円	
	委員	月額 38,200円	
固定資産評価審査委員会委員		日額 6,500円	
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項	
投票所の投票管理者			
期日前投票所の投票管理者			
開票管理者			

投票所の投票立会人	に規定する額
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	
臨時選挙管理委員	日額 6,000円
表彰審議会委員	日額 6,000円
情報公開審査会委員	
個人情報保護審査会委員	
指定管理者候補者選定委員会委員	
防災会議委員	
水防協議会委員	
国民保護協議会委員	
交通安全対策会議委員	
災害弔慰金支給審査会委員	
住居表示審議会委員	
市民参加と協働のまちづくり推進会議委員	
人権尊重のまちづくり審議会委員	
地域総合センター運営審議会委員	
男女共同参画審議会委員	
総合計画審議会委員	
特別職報酬等審議会委員	
公務災害補償等審査会委員	
公務災害補償等認定委員会委員	
いじめ問題等対策連絡協議会委員	
社会教育委員	
公民館運営審議会委員	
青少年問題協議会委員	
図書館協議会委員	
文化財保護審議会委員	
子ども・子育て会議委員	
民生委員推薦会委員	

国民健康保険運営協議会委員	
介護保険運営協議会委員	
障害者施策推進協議会委員	
市営住宅運営委員会委員	
環境審議会委員	
廃棄物減量等推進審議会委員	
農業指導所運営協議会委員	
企業立地審査会委員	
建築審査会委員	
特定旅館建築審査会委員	
都市計画審議会委員	
景観審議会委員	
顧問	市長が定める額
参与	
行政事務嘱託員	
農政事務嘱託員	
統計調査員	
行政不服審査会委員	
退職手当審査会委員	
いじめ問題第三者調査委員会委員	
要保護児童対策協議会委員	
介護認定審査会委員	
障害支援区分認定審査会委員	
予防接種健康被害調査委員会委員	
農業経営基盤強化促進地域計画検討会委員	
地域公共交通活性化協議会委員	
地域公共交通運賃協議会委員	
スポーツ推進委員	
障害者相談員	
産業医	
保健衛生嘱託医	

保健衛生薬剤師	
保健指導医	
生活保護嘱託医	
保育園医	一般園医
	歯科医
児童発達支援センター嘱託医	
議会議員政治倫理審査会委員	任命権者が市長と協議して定める額
いじめ問題調査委員会委員	
監査専門委員	
学校給食運営協議会委員	
学校保健指導医	
学校医	一般校医（内科）
	専門医（眼科、耳鼻咽喉科）
学校歯科医	
学校薬剤師	
計画策定・推進委員会委員	市長が定める額または任命権者が市長と協議して定める額
事業者等選定委員会委員	
市有財産運用者等選定委員会委員	
補助金等交付対象等選定委員会委員	
委員・事業対象者等選定委員会委員	
優秀作品等選考委員会委員	
臨時の附属機関の委員	

## 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 38 号

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(守山市使用料および手数料条例の一部改正)

第1条 守山市使用料および手数料条例（昭和30年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号ル中「第6項または第7項」を「第11項または第12項」に改める。

第2条 守山市使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「720円」を「1,000円（ただし、出品する年度の4月1日現在で満15歳以上18歳未満の者または高等学校もしくは特別支援学校高等部に在籍する者は手数料を無料とする。）」に改め、同条第4号アからシまでの規定中「300円」を「350円」に改め、同条第49号を次のように改める。

(49) 削除

別表5第1号中

「

1,200円	1,600円	1,800円
1,200円	1,600円	1,800円
490円	720円	1,800円
490円	720円	1,800円

」を

「

1,300円	1,800円	2,000円
1,300円	1,800円	2,000円
550円	810円	2,000円
550円	810円	2,000円

」に改める。

別表 8 中

」

3,900円	5,200円	6,600円
1,950円	2,600円	3,300円
790円	920円	1,100円
390円	390円	520円
390円	520円	660円
1,400円	1,800円	2,400円
390円	520円	660円
260円	260円	390円
1,400円	1,700円	2,000円
790円	1,000円	—
2,600円	3,300円	4,400円
1,300円	1,650円	2,200円
520円	660円	790円
260円	260円	390円
260円	390円	520円
1,000円	1,300円	1,600円
260円	390円	390円
260円	260円	260円
920円	1,100円	1,500円
580円	790円	—

」を

」

4,600 円	6,200 円	7,900 円
2,300 円	3,100 円	3,950 円
940 円	1,100 円	1,300 円
460 円	460 円	620 円
460 円	620 円	790 円
1,600 円	2,100 円	2,800 円
460 円	620 円	790 円
310 円	310 円	460 円
1,600 円	2,000 円	2,400 円
940 円	1,200 円	—
3,100 円	3,900 円	5,200 円

1,550円	1,950円	2,600円
620円	790円	940円
310円	310円	460円
310円	460円	620円
1,200円	1,500円	1,900円
310円	460円	460円
310円	310円	310円
1,100円	1,300円	1,800円
690円	940円	—

」に改める。

別表15第1号中

「

1,200円	1,600円	1,800円	2,800円
490円	720円	1,800円	1,210円

」を

「

1,300円	1,800円	2,000円	3,100円
550円	810円	2,000円	1,360円

」に改め、同表第

「

2号中

420円	490円
280円	340円

「

を

470円	550円
310円	380円

に改める。

」

別表16中

「

「

240円	240円
240円	240円
160円	160円
160円	160円

を

360円	360円
360円	360円
240円	240円
240円	240円

に改める。

」

」

別表17第1号ア中

「

1,600円	3,000円	1,600円
800円	1,500円	800円
800円	1,500円	800円

1, 000円	2, 000円	1, 000円
500円	1, 000円	500円
500円	1, 000円	500円

」を

「

1, 920円	3, 600円	1, 920円
960円	1, 800円	960円
960円	1, 800円	960円
1, 200円	2, 400円	1, 200円
600円	1, 200円	600円
600円	1, 200円	600円

」に改め、同号イ中

「

2, 300円	3, 000円	3, 000円
1, 200円	1, 500円	1, 500円
1, 350円	1, 800円	1, 800円
1, 500円	2, 000円	2, 000円
750円	1, 000円	1, 000円
900円	1, 200円	1, 200円

」を

「

2, 700円	3, 600円	3, 600円
1, 400円	1, 800円	1, 800円
1, 600円	2, 000円	2, 000円
1, 800円	2, 400円	2, 400円
900円	1, 200円	1, 200円
1, 000円	1, 440円	1, 440円

」に改め、同号ウ中

「

450円	600円	600円
300円	400円	400円

」を

「

540円	720円	720円
360円	480円	480円

」に改める。

別表18第1号中

220円	160円	300円	200円
110円	60円	150円	100円

」を「  
に改め、同表第2号中

4,200円	5,400円	6,700円
2,800円	3,600円	4,500円

」を

5,000円	6,400円	8,000円
3,300円	4,300円	5,400円

」に改める。

別表20中

区分	午前6時から午後9時まで (1コート1時間につき)	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	990円	1,400円
その他の日	660円	1,100円

」を

区分	午前6時から午後9時まで (1コート1時間につき)
日曜日、土曜日 および休日	1,200円
その他の日	810円
夜間照明施設	520円

」に改

める。

別表26中

「

1時間につき 260円	1日につき 2,080円
1時間につき 180円	1日につき 1,440円
1時間につき 180円	1日につき 1,440円
1時間につき 130円	1日につき 1,040円

」を

「

1時間につき 390円	1日につき 3,120円
1時間につき 270円	1日につき 2,160円
1時間につき 270円	1日につき 2,160円
1時間につき 190円	1日につき 1,520円

」に改める。

別表27中

「

2,600円	3,900円	6,000円
1,300円	1,950円	3,000円
1室につき 450円	1室につき 660円	1室につき 1,700円

」を

「

3,100円	4,600円	7,200円
1,550円	2,300円	3,600円
1室につき 540円	1室につき 790円	1室につき 2,000円

」に改める。

別表38第1号ア中

「

1,110円	1,480円	1,850円
750円	1,000円	1,250円

」を

「

1,300円	1,700円	2,200円
900円	1,200円	1,500円

」に改め、同号イ中

「

1,110円	1,480円	1,850円
750円	1,000円	1,250円

」を

「

1,300円	1,700円	2,200円
900円	1,200円	1,500円

」に改め、同号ウ中

「

「

250円	300円
200円	240円

を

に改める。

」 「」

第3条 守山市使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

別表3中「守山中学校体育館」を「守山中学校体育館」に改め、同表注に次の1項  
守山中学校柔剣道場」

を加える。

3 使用者が冷房または暖房設備を使用するときは、時間区分ごとに中学校体育館は1回あたり4,000円（半面使用の場合、半額とする。）、守山中学校柔剣道場は1回あたり2,000円（半面使用の場合、半額とする。）を徴収する。

（野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部改正）

第4条 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中

「

10,800円	21,750円	32,550円
21,750円	43,500円	65,250円
43,500円	87,000円	130,650円
7,200円	14,500円	21,700円
14,500円	29,000円	43,500円
29,000円	58,000円	87,100円

」を

「

11,800円	23,700円	35,500円
23,700円	47,400円	71,100円
47,400円	94,800円	142,200円
7,900円	15,800円	23,700円
15,800円	31,600円	47,400円
31,600円	63,200円	94,800円

」に改め、同表第2号中

「

3,300円	2,890円	2,470円	1,650円
6,600円	5,770円	4,950円	3,300円
13,200円	11,550円	9,900円	6,600円
2,200円	1,930円	1,650円	1,100円
4,400円	3,850円	3,300円	2,200円
8,800円	7,700円	6,600円	4,400円

」を

「

3,600円	2,700円	1,800円	900円
7,200円	5,400円	3,600円	1,800円
14,400円	10,800円	7,200円	3,600円
2,400円	1,800円	1,200円	600円
4,800円	3,600円	2,400円	1,200円
9,600円	7,200円	4,800円	2,400円

」に改め、同表第3号中

「

3,900円	2,930円	1,950円	980円
3,900円	2,930円	1,950円	980円
5,700円	—	—	—

」を

「

4,200円	3,200円	2,100円	1,000円
4,200円	3,200円	2,100円	1,000円
6,200円	—	—	—

」に改め、同表第4号中

「

「

720円	720円	1,400円	790円	790円	1,500円
2,800円	2,800円	4,200円	3,000円	3,000円	4,600円

」を「」に改める。

(大庄屋諏訪家屋敷の設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 大庄屋諏訪家屋敷の設置および管理に関する条例（平成29年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中

「

1,200円	1,500円	1,900円
1,200円	1,500円	1,900円
2,700円	3,600円	4,500円
2,700円	3,600円	4,500円
750円	1,000円	1,300円
750円	1,000円	1,300円
1,800円	2,400円	3,000円
1,800円	2,400円	3,000円

」を

「

1,400円	1,800円	2,200円
1,400円	1,800円	2,200円
3,200円	4,300円	5,400円
3,200円	4,300円	5,400円
900円	1,200円	1,500円
900円	1,200円	1,500円
2,100円	2,800円	3,600円
2,100円	2,800円	3,600円

」に改める。

(守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部改正)

第6条 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号から第5号までの規定中「10,000円」を「11,300円」に改め、同条第8号中「3,300円」を「3,800円」に改める。

別表中

「

犬猫等の死体	1頭につき 6,000 円
--------	---------------

」を

「

犬猫等の死体	1頭につき 7,100 円
--------	---------------

」に、

「

テレビジョン受信機	1台につき 3,100円
電気冷蔵庫および電気冷凍庫	1台につき 5,200円
ユニット型エアコンディショナー	1台につき 4,500円

電気洗濯機および衣類乾燥機	1台につき 2,200円
---------------	--------------

」を

「

テレビジョン受信機	1台につき 3,400円
電気冷蔵庫および電気冷凍庫	1台につき 5,800円
ユニット型エアコンディショナー	1台につき 5,000円
電気洗濯機および衣類乾燥機	1台につき 2,400円

」に改める。

(もりやまフルーツランドの設置および管理に関する条例の一部改正)

第7条 もりやまフルーツランドの設置および管理に関する条例（平成8年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	年額 270,000円	」	「	年額 405,000円	」
		1日 800円		1日 1,200円		

に改める。

(守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第8条 守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例（平成23年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,600 円	2,000 円	2,700 円
360 円	530 円	720 円
360 円	530 円	720 円
530 円	720 円	900 円
530 円	720 円	900 円
1,000 円	1,400 円	1,700 円
240 円	360 円	480 円
240 円	360 円	480 円
360 円	480 円	600 円
360 円	480 円	600 円

」を

「

1,900 円	2,400 円	3,200 円
430 円	630 円	860 円
430 円	630 円	860 円

630 円	860 円	1, 000 円
630 円	860 円	1, 000 円
1, 200 円	1, 600 円	2, 000 円
280 円	430 円	570 円
280 円	430 円	570 円
430 円	570 円	720 円
430 円	570 円	720 円

」に改める。

(守山市都市公園条例の一部改正)

第9条 守山市都市公園条例（昭和46年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4 第1項第1号ア中

「	190円	3, 300円	4, 400円	」	「	250円	4, 100円	5, 400円	」	に改め、
「	140円	2, 200円	2, 940円	」	「	170円	2, 700円	3, 600円	」	

同号イ中「190円」を「230円」に改め、同項第2号ア中

「	2, 400 円	4, 200 円	」	「	2, 800 円	4, 900 円	」	に改め、
「	1, 200 円	2, 100 円	」	「	1, 400 円	2, 450 円	」	
「	26, 100 円	37, 900 円	」	「	32, 500 円	45, 400 円	」	
「	13, 050 円	18, 950 円	」	「	16, 250 円	22, 700 円	」	
「	33, 500 円	48, 100 円	」	「	40, 800 円	57, 000 円	」	
「	16, 750 円	24, 050 円	」	「	20, 400 円	28, 500 円	」	
「	1, 600 円	2, 800 円	」	「	1, 900 円	3, 300 円	」	
「	800 円	1, 400 円	」	「	950 円	1, 650 円	」	
「	17, 400 円	24, 700 円	」	「	21, 700 円	30, 300 円	」	
「	8, 700 円	12, 350 円	」	「	10, 850 円	15, 150 円	」	
「	21, 800 円	32, 100 円	」	「	27, 200 円	38, 000 円	」	
「	10, 900 円	16, 050 円	」	「	13, 600 円	19, 000 円	」	

「7, 200円」を「8, 900円」に、「11, 000円」を「13, 700円」に改め、同号イ中

「	1, 500 円	2, 000 円	」	「	1, 800 円	2, 400 円	」
「	750 円	1, 000 円	」	「	900 円	1, 200 円	」
「	2, 400 円	3, 300 円	」	「	2, 500 円	3, 400 円	」

1,200 円	1,650 円	を	1,250 円	1,700 円	に、
1,000 円	1,400 円		1,200 円	1,600 円	
500 円	700 円		600 円	800 円	
1,400 円	1,900 円		1,700 円	2,300 円	
700 円	950 円		850 円	1,150 円	

」 」

「1,000円を徴収する」を「1,500円を徴収する」に改め、同号文中

「

「

900 円	1,200 円	を	1,100 円	1,500 円	に改め、
170 円	250 円		210 円	280 円	
600 円	840 円		740 円	1,000 円	
120 円	160 円		140 円	190 円	

」 」

同号文中

「

「

160 円	290 円	を	190 円	360 円	に改め、
160 円	290 円		190 円	360 円	
90 円	140 円		110 円	170 円	
160 円	290 円		190 円	360 円	
130 円	180 円		160 円	220 円	
130 円	180 円		160 円	220 円	
70 円	100 円		80 円	120 円	
130 円	180 円		160 円	220 円	

」 」

同号才中

「

「

280 円	を	340円	に改め、同項第 3 号中
190 円		230円	
140 円		170円	
140 円		170円	

」 」

「

区分	日曜日、土曜日 および休日	その他の日
----	------------------	-------

テニスコート	午前 6 時から午後 6 時まで 1 コート 1 時間につき (照明施設を使用する場合 1 コート 1 時間につき)	990円 (1,400円)	660円 (1,100円)
	午後 6 時から午後 9 時まで 1 コート 1 時間につき	1,400円	1,100円
大会本部等設置用物見台	1 日につき	2,200円	

」を

「

区分	日曜日、土曜日および休日	その他の日
テニスコート (1 コート 1 時間につき)	1,200円	810円
夜間照明施設 (1 コート 1 時間につき)		520円
大会本部等設置用物見台 (1 日につき)		2,700円

」に

同項第 4 号ア中

「

「

3,300 円	4,000 円
2,300 円	2,700 円
2,200 円	2,700 円
1,500 円	1,800 円

を

に改め、同号イ中

」

」

「

「

330 円	400円
220 円	270円
550 円	610円
330 円	410円
160 円	190円

を

に、「100円」を「120円」に改め、

」

」

同号ウ中

「

「

1,100 円		1,300円	
550 円		680円	
260 円	を	320円	に改め、同項第 5 号中
70 円		80円	

」 」

「

区分	午前 6 時から午後 9 時まで 1 時間につき	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日および休日	490 円	1,870 円
その他の日	340 円	1,240 円

」 を

「

区分	午前 6 時から午後 9 時まで 1 時間につき	
日曜日、土曜日および休日	630 円	
その他の日	420 円	
夜間照明施設	1,400 円	

」 に

改め、同表第 2 項中

「

200 円	150 円	300 円	200 円	に改め、同表第 3 項第 2 号中
100 円	50 円	150 円	100 円	

」 」

「

1,900 円	2,400 円	3,300 円	2,200 円	2,800 円	3,900 円	に改め、
1,400 円	1,600 円	2,000 円	1,600 円	1,900 円	2,400 円	

」 」

同項第 3 号中

「

3,100 円	4,600 円	に改め、同表第 4 項第 1 号工中
660 円	990 円	

」 」

「

990 円	1,300 円	1,400 円	1,900 円	に改める。
-------	---------	---------	---------	-------

490 円	650 円		730 円	970 円	
660 円	930 円		990 円	1,300 円	
330 円	460 円		490 円	690 円	

」

」

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料および申請等に係る手数料から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第3条の規定 令和8年6月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の守山市使用料および手数料条例の規定に基づき徴収した使用料または手数料（同日以後の使用等に係るものに限る。）は、この条例による改正後の守山市使用料および手数料条例の規定に基づく使用料または手数料の内払とみなす。

議第 39 号

守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例

守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第16号) の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)および特定地域型保育事業(特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)を行う事業をいう。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。